

時価等情報

■ 有価証券関係

※中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	種類	令和4年9月期			令和5年9月期		
		中間貸借対照表計上額	時 価	差 額	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	3,848	3,904	56	1,906	1,931	25
	社債	500	508	8	500	505	5
	小計	4,348	4,413	65	2,406	2,437	30
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	2,610	2,592	△ 17	2,860	2,832	△ 27
	小計	2,610	2,592	△ 17	2,860	2,832	△ 27
合 計		6,958	7,006	47	5,266	5,269	2

2. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

(注) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種 類	令和4年9月期	令和5年9月期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
子会社株式	75	75
関連会社株式	-	-

3. その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	種類	令和4年9月期			令和5年9月期		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差 額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差 額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	11,077	4,167	6,909	13,580	4,454	9,125
	債券	44,833	44,605	228	21,332	21,263	69
	国債	18,106	18,015	90	6,040	6,008	31
	地方債	19,067	18,981	85	10,474	10,453	21
	社債	7,659	7,608	51	4,817	4,801	15
	その他	-	-	-	360	350	9
小計	55,911	48,773	7,137	35,272	26,068	9,203	
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	326	382	△ 55	80	96	△ 15
	債券	81,637	82,709	△ 1,072	105,749	108,478	△ 2,728
	国債	37,809	38,294	△ 485	31,531	32,144	△ 613
	地方債	42,029	42,599	△ 569	71,364	73,433	△ 2,068
	社債	1,798	1,815	△ 17	2,853	2,900	△ 46
	その他	350	351	△ 0	-	-	-
小計	82,315	83,443	△ 1,128	105,830	108,574	△ 2,744	
合 計	138,226	132,216	6,009	141,103	134,643	6,459	

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種 類	令和4年9月期	令和5年9月期
	中間貸借対照表計上額	中間貸借対照表計上額
非上場株式	45	45
組合出資金	352	560

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前中間期における株式の減損処理額は、20百万円であります。

当中間期における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、あるいは中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもののうち時価の回復する見込みがない場合にはすべて減損処理を行っております。

■ 金銭の信託関係

該当ありません。

■ その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	令和4年9月期	令和5年9月期
評 価 差 額	6,009	6,459
その他有価証券	6,009	6,459
その他の金銭の信託	-	-
(△)繰延税金負債	△ 1,831	△ 1,957
その他有価証券評価差額金	4,177	4,502

デリバティブ取引

令和4年9月期及び令和5年9月期

■ ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 金利関連取引

該当ありません。

2. 通貨関連取引

通貨関連取引について為替予約取引等を行っておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

3. 株式関連取引

該当ありません。

4. 債券関連取引

該当ありません。

5. 商品関連取引

該当ありません。

6. クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

■ ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

1. 金利関連取引

該当ありません。

2. 通貨関連取引

通貨関連取引について為替予約取引等を行っておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

3. 株式関連取引

該当ありません。

4. 債券関連取引

該当ありません。

電子決済手段

該当ありません。

暗号資産

該当ありません。